

## 別記1 改善計画の認定基準等

次の「認定事業体の資格等」と「改善計画の内容」の両方の要件を満たすこと。

### 1 認定事業体の資格等

(1)労働・社会保険制度の適用に関する資格と(2)改善計画の種類による資格の両方の要件を満たすこと。

(1)労働・社会保険制度の適用に関する資格

① 必須条件

雇用する林業従事者(100日/年以上)が全て次の要件を満たすこと。

- ・書面による雇用契約を結んでいること。
- ・労災保険に加入していること。

② 選択要件

次の社会保険制度等の内、雇用する林業従事者(100日/年以上)の全員が加入しているものが1つ以上あること、または、計画期間内に1つ以上となるのが確実であること。

- ・雇用保険 ・健康(医療)保険 ・年金保険 ・退職金制度 ・任意障害保険

(2)改善計画の種類による資格

①単独改善計画

ア 森林組合の場合

- ・年間素材生産量が原則として5千 m<sup>3</sup> 以上であること、または、林業従事者(100日/年以上)が20名以上であること。
- ・その他知事が適当と認めた者

イ その他の事業体の場合

a 主に素材生産を業とする者

- ・年間素材生産量が原則として2千 m<sup>3</sup> 以上であること、かつ、林業従事者(100日/年以上)が3名以上であること。
- ただし、林業の実績が3年未満の事業体で年間素材生産量が2千 m<sup>3</sup> に達していない場合は、3年目には2千 m<sup>3</sup> 以上となる計画であること。
- ・その他知事が適当と認めた者

b 主に素材生産以外を業とする者

- ・林業従事者(100日/年以上)が3名以上であること。

ただし、ア及びイのうち、林業の実績が1年未満の事業体にあつては、支援センターとの共同計画を作成すること、かつ、所属する現場作業員が林業大学校等での課程(地方公共団体の研修機関等で修学・研修期間がおおむね1年かつおおむね1,200時間以上の課程)を修了している場合等、作業の質や安全性等に関する能力を有していること。

②共同改善計画

複数の事業体による共同改善計画及び複数の事業体と支援センターによる共同改善計画

ア 森林組合を含む共同計画の場合

事業量の1/2以上を協業により、実施することとするほか、次のいずれかの要件を満たす者

- ・年間素材生産量が、森林組合数×5千 m<sup>3</sup>+その他の事業体数×1千 m<sup>3</sup>の合計値以上であること。
- ・林業従事者(100日/年以上)数が、森林組合数×20人+その他の事業体数×2人の合計値以上であること。
- ・その他知事が適当と認めた者

イ その他の事業体の共同計画の場合

事業量の1/2以上を協業により、実施することとするほか、次のいずれかの要件を満たす者

- ・年間素材生産量が原則として2千 m<sup>3</sup> 以上であること。
- ・林業従事者(100日/年以上)が4名以上であること。
- ・その他知事が適当と認めた者

### 2 改善計画の内容

(1)雇用管理の改善と(2)事業の合理化に関する計画の両方を計画すること。

(1)雇用管理の改善

次の事項の内、1つ以上を計画すること。

- ・1週の労働時間の短縮が1時間以上又は、年休日数の増加が5日以上
- ・計画期間内に雇用する林業従事者(100日/年以上)の増加が1名以上

(2)事業の合理化

次の事項の内、1つ以上を計画すること。

- ・素材生産量の増加が2割以上

※林業の実績が3年未満の事業体であつて年間素材生産量が2千 m<sup>3</sup> に達していない場合は、林業の開始後3年目までに年間素材生産量が2千 m<sup>3</sup> 以上となる計画とすること。併せて、2千 m<sup>3</sup> 以上となる年次(以下、「基準年次」という。)から5年後の年間素材生産量が、基準年次の年間素材生産量と比べ2割以上増加する計画になっていること。

- ・生産効率の向上が2割以上
- ・高性能林業機械の利用率の向上が2割以上

(3)その他知事が適当と認めたもの。

別記2 認定事業体に対する支援措置等について

認定事業体への支援措置等		委託募集	林業就業 促進資金	林業・木 材産業改 善資金の 特例	国有林事 業の配慮	「緑の雇 用」事業 への参加
改善計画の種別						
単独計画	単独の事業主による改善計画	-	○	○	○	○
共同計画	複数の事業主による改善計画	-	○	○	○	○
	単独の事業主と支援センターによる共同改善計画	-	○	○	○	○
	複数の事業主と支援センターによる共同改善計画	○	○	○	○	○